

第B節 特定の原産品についての関税上の特惠待遇を適用するための制度

第一款 第B節についての注釈

1 前節1^(xx)の規定の適用上、日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-n」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日からこの節に定める当該原産品について適用する条件に従うものとする。

2 日本国の農林水産省（以下この節において「MAFF」という。）又はMAFFを承継する者は、各年の終了後一箇月以内に、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品であつて、日本国の法令に従つて輸入の許可前に当該各年において引き取られたものについての証明書（以下この節において「日英特惠輸入証明書」という。）を輸入者による日英特惠輸入証明書の申請の後に発給する。

3 輸入者は、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品について第三・一条に定義する関税上の特惠待遇を要求する場合には、輸入の許可前に日本国の税関当局に対して日英特惠輸入証明書を提出することを求められる。日英特惠輸入証明書の日本国の税関当局への提出の手続については、速やかに公に入手可能なものとする。

4 日英特惠輸入証明書については、各年の終了後の最初の六月三十日以前に輸入者が日本国の税関当局に提出するものとし、その提出については、輸入申告の時に行われたものとみなす。

5 次款1から10までのそれぞれに規定する原産品に関し、MAFF又はMAFFを承継する者が各年について輸入者に対し日英特惠輸入証明書を利用可能とする当該原産品の合計数量は、当該各年における日EU経済連携協定附属書二―A第三編第B節に規定する産品であつて当該原産品に対応するものの合計割当数量と日EU経済連携協定の下で輸入者が利用したことをMAFF又はMAFFを承継する者が確認した当該対応する産品の割当数量との差とする。(注)

注 この5に定める各年の合計数量については、次款1から10までのそれぞれの規定について算出する。

6 MAFF又はMAFFを承継する者は、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品についての日英特惠輸入証明書の申請において要求された総数量が5に定める合計数量を超える場合には、提出された当該申請の優先順位を当該原産品の引取りが承認された日の順序に基づいて決定し、及び日英特惠輸入証明書が発給される当該原産品の数量が5に定める合計数量に達する限度において日英特惠輸入証明書を発給する。MAFF又はMAFFを承継する者は、当該原産品（輸入者に対して日英特惠輸入証明書が発給さ

れたもの)の引取りが承認された日のうち最も遅い日を公に入手可能なものとする。M A F F又はM A F Fを承継する者は、また、5に定める合計数量、日英特惠輸入証明書の申請において要求された総数量及び日英特惠輸入証明書が発給される当該原産品の数量を公に入手可能なものとする。

7 M A F F又はM A F Fを承継する者は、その省令及び通達を通じ、日英特惠輸入証明書に関し、次のものを速やかに公に利用可能なものとする。

(a) 様式及び申請書

(b) 申請及び発給の手續

8 次款1から10までのそれぞれに規定する品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの節の規定を理解するに当たつての便宜のために付するものであり、これらの規定の対象となる関連する品目の適用範囲を変更するものではなく、また、当該適用範囲に代わるものでもない。

第二款 特定の前産品についての関税上の特惠待遇

1 小麦製品

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「P1C1」を掲げる関税分類番号一九〇四一〇・二二二一、一九〇四二

○・二二二一、一九〇四三〇・〇一〇、一九〇四九〇・二一〇及び二一〇六九〇・二一四の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、(c)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)の規定による輸入については、M A F F又はM A F Fを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下この節において「S B S」という。）方式を用いるものとする。日本国は、(a)の規定に従つて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

2 混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-2」を掲げる関税分類番号一九〇二二〇・二二二二、一九〇二二〇・二三二二、一九〇二二〇・二三三五及び一九〇二二〇・二四三三の品目に分類され、かつ、各年において

輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

3 主として小麦で作られた調製食料品

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-3」を掲げる関税分類番号一九〇一九〇・二四二、一九〇一九〇・二四七、一九〇一九〇・二五二及び一九〇一九〇・二六七の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

4 大麦又は裸麦の調製食料品

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-4」を掲げる関税分類番号一九〇一二〇・一四一、一九〇一九

○・一六一、一九〇四二〇・二三一、一九〇四九〇・三一〇及び二一〇六九〇・二一六の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、(c)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)の規定による輸入については、M A F F又はM A F Fを承継する者が、国家貿易企業として、S B S方式を用いるものとする。日本国は、(a)の規定に従つて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

5 コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-5」を掲げる関税分類番号一七〇一九〇・二一九、一九〇一二〇・二三九、一九〇一九〇・二二七、一九〇一九〇・二四八、一九〇一九〇・二五三、二二〇一一二・

一一〇、二一〇一一二・二四六、二一〇一二〇・二四六、二一〇六九〇・二五一、二一〇六九〇・二七一、二一〇六九〇・二七二及び二一〇六九〇・二八一の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

6 調製食料品

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIGS」を掲げる関税分類番号二一〇六九〇・五九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

7 調製食料品（しよ糖の含有量が全重量のうち五十パーセントを超えるものに限る。）及びココア粉

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一七〇一一三・〇〇〇、一七〇一一四・一九〇、二〇〇五四〇・一九〇、二〇〇五五一・一九〇、二〇〇五九九・一一九、二二〇六九〇・二八二及び二二〇六九〇・五一〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。
- (b) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一九〇一九〇・二一九及び二二〇六九〇・二八四の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

	年	関税率（パーセント）
一		二六・五
二		二五・四
三		二四・三
四		二三・三
五		二二・二

六	二二・一
七	二〇・〇
八	一八・九
九	一七・九
一〇年目及びその後の各年	一七・九

(c) 日本国の表の「注釈」の欄に「P107」を掲げる関税分類番号一八〇六一〇・一〇〇〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率（パーセント）
一	二五・七
二	二四・三
三	二三・〇

四	二一・六
五	二〇・三
六	一八・九
七	一七・六
八	一六・二
九	一四・九
一〇年目及びその後の各年	一四・九

(d) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)から(c)までに規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

8 ココアを含有する調製食料品

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-8」を掲げる関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類さ

れ、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率（パーセント）
一	一八・四
二	一七・四
三	一六・五
四	一五・五
五	一四・五
六	一三・六
七	一二・六
八	一一・六
九	一〇・七
一〇年目及びその後の各年	一〇・七

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

9 ココアを含有する調製食料品（チョコレート製造用のものに限る。）

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-9」を掲げる関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。ただし、輸入者による各申請について日英特恵輸入証明書が発給される当該原産品の数量が、当該申請において特定する粉乳であつて、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

10 チーズ

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六一〇・〇二〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	一八・二
二	一六・八
三	一五・四
四	一四・〇
五	一二・六
六	一一・二
七	九・八
八	八・四
九	七・〇

一〇	五・六
一一	四・二
一二	二・八
一三	一・四
一四	〇
一五年目及びその後の各年	〇

(b) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六一〇・〇九〇、〇四〇六四〇・〇九〇及び〇四〇六九〇・〇九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	二四・二

一五年目及びその後の各年	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
○	○	一・九	三・七	五・六	七・五	九・三	一一・二	一三・〇	一四・九	一六・八	一八・六	二〇・五	二二・四

(c) 日本国の表の「注釈」の欄に「P1-C10」を掲げる関税分類番号〇四〇六二〇・一〇〇〇及び〇四〇六三〇・〇〇〇〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	三二・五
二	三〇・〇
三	二七・五
四	二五・〇
五	二二・五
六	二〇・〇
七	一七・五
八	一五・〇

九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五年目及びその後の各年
一二・五	一〇・〇	七・五	五・〇	二・五	〇	〇

(d) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)から(c)までに規定する原産品であつて、前款の規定に従つて日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。